②　弁済額が金500万円超3000万円以下の債権者に対しては、平成22年乃至平成26年の各９月15日（当日が金融機関の非営業日である場合には直前の営業日とする。）に、弁済額の20％の割合による金額をそれぞれ各弁済する。但し、平成22年９月15日の弁済額が金250万円未満の債権者に対しては、平成22年９月15日の弁済額を250万円とし、平成23年乃至平成26年の各９月15日（当日が金融機関の非営業日である場合には直前の営業日とする。）に、右定額弁済後の残額の25％の割合による金額をそれぞれ各弁済する。

③　弁済額が金3000万円超の債権者に対しては、平成22年乃至平成27年の各９月15日（当日が金融機関の非営業日である場合には直前の営業日とする。）に、弁済額の15％の割合による金額をそれぞれ各弁済し、平成28年９月15日（当日が金融機関の非営業日である場合には直前の営業日とする。）に弁済額の10％の割合による金額を弁済する。

2　停止条件付更生債権

⑴　確定債権

件数　債権額　別表（略）

１件　18,800,000円　13―③

⑵　権利の変更及び弁済の方法

別表13―③「一般更生債権表（停止条件付）」記載の債権については、更生債権の発生原因となっている約定に基づき債権が発生した場合、前記１⑵アを適用して権利変更した後の債権額（別表13―③参照）について、発生後３ケ月以内に弁済する。

3　敷金・保証金返還請求権の取扱い（別表13―②記載のとおり）

敷金・保証金返還請求権については、前記１⑵アを適用して権利変更した後の債権額（同表「弁済見込額」欄記載のとおり）について、賃貸借契約終了後従前の契約に従って精算した確定額を、同契約に定める弁済期に弁済する。

第４節　弁済・納付に関するその他の事項

1　弁済場所等

更生計画による弁済は、更生会社本店において行う。但し、債権者が銀行口座等への振込を求めたときは、その指定に従い、振込費用は更生会社の負担とする。

2　放棄・取下債権の取扱い

各債権の確定日以降、更生計画認可決定の日までに更生担保権・更生債権の放棄又は取下がなされた場合の権利の変更及び弁済方法は、放棄・取下げ後の債権額に基づいて更生計画の各条項を適用し、その結果算出した金額を弁済額とする。

3　譲渡債権等の取扱い

開始決定日以降、更生担保権・更生債権の譲渡又は移転がなされた場合においても、権利の変更及び弁済方法は、譲渡又は移転前の債権額を基準とする。なお、一部譲渡又は移転の場合は、免除額は新旧権利者双方がその債権額に按分して負担する。

4　端数処理

更生担保権・更生債権の権利変更において生じる免除後の債権額の１円未満の端数は切り捨てる。また、分割によって生じた年額金1,000円未満の端数金額は、最終弁済期日の定期弁済分に加算して弁済する。

第４章　未確定更生債権の措置

1　未確定更生債権の内容

別表15「未確定一般更生債権表」記載の一般更生債権については、管財人が届出債権を認めなかったため、同表記載の債権者から、「更生債権確定請求額」欄記載の額について、更生債権等査定申立てが提起され、現在係属中である。

2　未確定更生債権確定後の措置

別表15「未確定一般更生債権表」記載の一般更生債権が確定したときは、一般更生債権として確定した額につき、第３章第３節１の定めを適用する。この場合、権利変更後の金額については、確定後に最初に到来する弁済期における弁済分から弁済を開始するものとする。但し、利息及び損害金は付さない。

第５章　担保権等の措置

1　不動産に対する担保権

⑴　担保権の内容

別表16―①「存続する担保権一覧表（不動産に対する担保権）」記載の担保権は、認可決定後も「新しい債権額」欄記載額の限度で、従前の順位により存続し、同表記載の根抵当権の担保すべき元本は、認可決定によって同表記載の額に確定する。

⑵　担保権の内容確定に伴う登記手続

ア　元本確定登記手続

別表16―①記載の根抵当権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該根抵当権の元本確定登記手続に必要な一切の書類を管財人に対し交付する。

イ　債権額又は極度額変更登記手続

別表16―①記載の担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、債権額又は極度額を同表の「新しい債権額」欄記載の額に減額するための変更登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

⑶　担保権の消滅

別表16―①記載の担保権は、担保不動産の売却に関する許可決定があったときは当該決定と同時に消滅し、また、担保不動産の売却がなされずに第３章第１節１⑵に基づく弁済が完了したときは、当該弁済完了時点で消滅する。

⑷　担保権消滅時の処理

前項の場合、担保権者は当該担保権の抹消登記手続をすることとし、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に対し交付する。

⑸　手続の省略

管財人は、上記⑵ア、イの各登記手続を省略し、⑷記載の担保権の抹消登記手続を行うことができる。

⑹　上記⑵乃至⑸に基づく登記手続に要する登録免許税等の費用は、更生会社が負担する。

2　預金返還請求権に対する担保権

⑴　担保権の内容

別表16―②「存続する担保権一覧表（預金返還請求権に対する担保権）」記載の担保権は、認可決定後も同表の「新しい債権額」欄記載の額で存続する。

⑵　弁済充当のための取崩しによる担保権消滅

ア　管財人は、別表16―②記載の質権設定預金について、質権者に対する弁済に充てるため、その弁済額相当額を取り崩すことができる。

イ　別表16―②記載の預金に対する質権については、当該質権者に対する弁済に充てるためこれを取り崩す旨を管財人が当該質権者に通知したとき、取り崩す金額につき消滅する。

⑶　停止条件不成就確定による担保権の消滅

別表16―②記載の質権は、発生原因となっている約定に基づき債権が発生しないことが確定したときに全額につき消滅する。

⑷　担保権消滅時の処理

上記⑵イに基づき管財人が質権者に対し質権設定預金を取り崩す旨の通知をし、あるいは、上記⑶により質権が消滅した場合、質権者は、当該質権設定預金の預金証書等を管財人に返還する。

3　リース債権に対する担保権

⑴　別表16―③「存続する担保権一覧表（リース債権に対する担保権）」記載のリース物件に対する担保権は、認可決定後も同表の「新しい債権額」欄記載の額で存続する。

⑵　担保権の消滅

別表16―③記載の担保権の被担保債権の弁済が完了したときは、同表の担保権は消滅する。

第６章　弁済した更生債権等

開始決定日から平成21年12月31日までに裁判所の許可を得て弁済した更生担保権及び一般更生債権は、合計で786件存在し、その合計弁済金額は４億8360万9418円である。